

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第 1 章～第12章 一略一	第 1 章～第12章 一略一
第13章 特定福祉用具販売(第189条一第195条)	第13章 特定福祉用具販売(第189条一第195条)
	第14章 雑則(第196条)
附則	附則
(運営規程)	(運営規程)
第22条 条例第13条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。	第22条 条例第13条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。
(1)～(6) 一略一	(1)～(6) 一略一
	<u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>
<u>(7) 一略一</u>	<u>(8) 一略一</u>
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第24条 一略一	第24条 一略一
2 及び 3 一略一	2 及び 3 一略一
	4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 <u>(業務継続計画の策定等)</u>
	第24条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
	2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
	3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 <u>(衛生管理等)</u>
第24条の3 条例第14条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。	第24条の3 条例第14条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。
	<u>(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すると</u>

(掲示)
第25条 一略一

(地域との連携)
第29条 一略一

(運営規程)
第40条 一略一
(1)～(7) 一略一

ともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

(掲示)

第25条 一略一

2 指定訪問介護事業者は、第4条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第29条 一略一

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第30条の2 条例第17条の2の規則で定める措置

は、次のとおりとする。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(運営規程)

第40条 一略一

(1)～(7) 一略一

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 一略一

(準用)

第42条 第4条から第14条まで、第16条、第19条、第24条から第26条まで及び第27条から第31条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第29条」と、同項第2号、第13条及び第24条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第44条 第4条から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条、第19条、第24条から第26条まで、第27条から第31条まで、第37条（第1項を除く。）及び第38条から第41条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中

(9) 一略一

(勤務体制の確保等)

第40条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならぬ。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第42条 第4条から第14条まで、第16条、第19条、第24条の2から第26条まで及び第27条から第31条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第29条」と、同項第2号、第13条、第24条の2第2項、第24条の3第1項第1号及び第3号並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第44条 第4条から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条、第19条、第24条の2から第26条まで、第27条から第31条まで、第37条（第1項を除く。）及び第38条から第41条までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中

「第13条」とあるのは「第29条」と、同項第2号及び第13条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第14条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第37条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第53条 条例第42条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 一略一

(7) 一略一

(準用)

第55条 第4条、第6条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第19条、第24条から第26条まで、第27条から第31条まで及び第39条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第42条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第13条及び第24条中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第58条 条例第50条の規則で定める重要事項は、

「第13条」とあるのは「第29条」と、同項第2号及び第13条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第14条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第24条の2第2項、第24条の3第1項第1号及び第3号並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第37条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第53条 条例第42条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 一略一

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 一略一

(準用)

第55条 第4条、第6条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第19条、第24条から第26条まで、第27条から第31条まで及び第39条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第42条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第13条、第24条、第24条の2第2項、第24条の3第1項第1号及び第3号並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(リハビリテーション会議)

第56条の2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、利用者又はその家族（以下この条において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

(運営規程)

第58条 条例第50条の規則で定める重要事項は、

次のとおりとする。

(1)～(5) ー略ー

(6) ー略ー

(準用)

第60条 第4条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第19条、第24条、第25条、第27条から第31条まで、第39条及び第47条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第50条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第13条及び第24条中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第63条 条例第58条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) ー略ー

(6) ー略ー

(準用)

第65条 第4条から第8条まで、第11条、第13条、第14条、第16条、第19条、第24条、第25条、第27条から第31条まで、第39条及び第47条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第58条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第70条 条例第67条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

(1)～(5) ー略ー

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) ー略ー

(準用)

第60条 第4条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第19条、第24条から第25条まで、第27条から第31条まで、第39条及び第47条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第50条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第13条、第24条、第24条の2第2項、第24条の3第1項第1号及び第3号並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第63条 条例第58条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) ー略ー

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) ー略ー

(準用)

第65条 第4条から第8条まで、第11条、第13条、第14条、第16条、第19条、第24条から第25条まで、第27条から第31条まで、第39条及び第47条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第58条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第24条、第24条の2第2項、第24条の3第1項第1号及び第3号並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第70条 条例第67条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) 一略一

(10) 一略一

(勤務体制の確保等)

第71条 一略一

2 一略一

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(1)～(9) 一略一

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 一略一

(勤務体制の確保等)

第71条 一略一

2 一略一

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第72条の2 条例第69条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(地域との連携等)

第72条の3 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たつ

ては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第72条の4 -略-

(準用)

第74条 第4条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第20条、第24条の2、第25条、第26条、第27条、第28条、第30条の2、第31条及び第39条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第67条」と、同項第2号、第20条、第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第76条 第4条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第20条、第24条の2、第25条、第26条、第27条、第28条、第30条の2、第31条、第39条及び第68条から第73条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第67条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第20条、第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第69条第5項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第71条第2項中「条例第62条第1項に規定する通所介護従業者（以下この条において「通所介護従業者」という。）」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、同条第3項及び第4項並びに第72条の2第1項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第73条第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同条第3号中「次条において準

(事故発生時の対応)

第72条の2 -略-

(準用)

第74条 第4条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第20条、第25条、第26条、第27条から第29条まで、第31条及び第39条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第67条」と、同項第2号及び第20条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第76条 第4条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第20条、第25条、第26条、第27条から第29条まで、第31条、第39条及び第68条から第73条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第67条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第20条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第69条第5項及び第71条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第73条第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同条第3号中「次条において準用する第19条」とあるのは「第19条」と、同条第4号中「次条において準用する第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第90条 第4条から第9条まで、第11条、第12条、第14条、第16条、第19条、第20条、第25条、第26条、第27条から第29条まで、第31条、第39条、第68条(第1項を除く。)及び第69条から第73条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第85条において準用する条例第67条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第14条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第20条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第68条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第71条第2項中「第62条第1項」とあるのは「第82条第1項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第95条 条例第91条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 一略一

(9) 一略一

用する第19条」とあるのは「第19条」と、同条第4号中「次条において準用する第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第90条 第4条から第9条まで、第11条、第12条、第14条、第16条、第19条、第20条、第24条の2、第25条、第26条、第27条、第28条、第30条の2、第31条、第39条、第68条(第1項を除く。)及び第69条から第73条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第85条において準用する条例第67条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第14条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第20条、第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第68条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第71条第2項中「第62条第1項」とあるのは「第82条第1項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第95条 条例第91条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 一略一

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 一略一

(衛生管理等)

第95条の2 条例第92条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための

(準用)

第97条 第4条から第8条まで、第10条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第20条、第25条、第27条から第31条まで、第47条、第68条、第71条及び第72条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第91条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第20条中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第71条第2項中「第62条第1項」とあるのは「第87条第1項」と、同項及び同条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第9章 短期入所生活介護

第1節 指定短期入所生活介護

(従業者)

第98条 一略一

2～4 一略一

5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び同号の看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(準用)

第97条 第4条から第8条まで、第10条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第20条、第24条の2、第25条、第27条から第31条まで、第47条、第68条、第71条及び第72条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第91条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第20条、第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第71条第2項中「第62条第1項」とあるのは「第87条第1項」と、同項から同条第4項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第9章 短期入所生活介護

第1節 指定短期入所生活介護

(従業者)

第98条 一略一

2～4 一略一

5 第1項第2号の生活相談員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号の介護職員又は同号の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7 前2項の規定にかかわらず、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

8 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所

6 一略一
(設備)

第99条 条例第99条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合にあっては、次の基準を満たすこと。

イ 指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第104条において準用する条例第68条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第104条において準用する条例第68条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

2～4 一略一
(運営規程)

第111条 条例第102条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 一略一

(9) 一略一
(準用)

第115条 第4条（第1項を除く。）、第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第19条、第25条、第26条、第27条から第31条まで、第39条及び第71条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第100条各号」と、第71条第2項中「第62条第1項」とあるのは「第96条第1項」と、同項及び同条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

にあっては、併設本体施設を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

9 一略一
(設備)

第99条 条例第99条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合にあっては、次の基準を満たすこと。

イ 指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第104条において準用する条例第68条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第104条において準用する条例第68条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

2～4 一略一
(運営規程)

第111条 条例第102条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 一略一

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 一略一
(準用)

第115条 第4条（第1項を除く。）、第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第19条、第24条の2、第25条、第26条、第27条から第31条まで（第29条第2項を除く。）、第39条、第71条及び第72条の2の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第100条各号」と、第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第71条第2項中「第62条第1項」とあるのは「第96条第1項」と、同項から同条第4項まで並びに第72条の2第1項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第2節 ユニット型指定短期入所生活介護

(設備)

第116条 条例第107条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第111条において準用する条例第104条において準用する条例第68条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第111条において準用する条例第104条において準用する条例第68条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

2 一略一

3 条例第107条第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

イ 居室 次に掲げる基準

(イ) 一略一

(ロ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利

第2節 ユニット型指定短期入所生活介護

(設備)

第116条 条例第107条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 一略一

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第111条において準用する条例第104条において準用する条例第68条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第111条において準用する条例第104条において準用する条例第68条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 一略一

2 一略一

3 条例第107条第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとすること。

イ 居室 次に掲げる基準

(イ) 一略一

(ロ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利

用者。この条及び第123条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね10人以下としなければならない。

(ハ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。

(ニ) ー略ー

ロ～ニ ー略ー

(2) ー略ー

4 ー略ー

(運営規程)

第121条 条例第110条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) ー略ー

(10) ー略ー

(勤務体制の確保等)

第122条 ー略ー

2及び3 ー略ー

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第124条の3 第5条から第8条まで、第10条、第

用者。この条及び第123条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ハ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(ニ) ー略ー

ロ～ニ ー略ー

(2) ー略ー

4 ー略ー

(運営規程)

第121条 条例第110条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) ー略ー

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) ー略ー

(勤務体制の確保等)

第122条 ー略ー

2及び3 ー略ー

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第124条の3 第5条から第8条まで、第10条、第

11条、第14条、第16条、第19条、第25条、第26条、第27条から第31条まで、第39条、第71条及び第100条から第114条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第100条各号」と、第71条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第100条第2号及び第110条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第104条第7項中「条例第96条第1項に規定する短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第114条第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同条第4号中「次条において準用する第19条」とあるのは「第19条」と、同条第5号中「次条において準用する第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第6号中「次条において準用する第30条第1項」とあるのは「第30条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第128条 第4条(第1項を除く。)、第5条から第8条まで、第11条、第14条、第16条、第19条、第25条、第26条、第27条から第31条まで、第39条、第71条、第100条、第101条、第102条(第1項を除く。)及び第103条から第114条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当

11条、第14条、第16条、第19条、第24条の2、第25条、第26条、第27条から第31条まで(第29条第2項を除く。)、第39条、第71条、第72条の2及び第100条から第114条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第24条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。))」と、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第100条各号」と、第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第71条第2項中「条例第62条第1項に規定する通所介護従業者(以下この条において「通所介護従業者」という。))」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。))」と、同条第3項及び第4項並びに第72条の2第1項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第100条第2号及び第110条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第104条第7項中「条例第96条第1項に規定する短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第114条第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同条第4号中「次条において準用する第19条」とあるのは「第19条」と、同条第5号中「次条において準用する第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第6号中「次条において準用する第30条第1項」とあるのは「第30条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第128条 第4条(第1項を除く。)、第5条から第8条まで、第11条、第14条、第16条、第19条、第24条の2、第25条、第26条、第27条から第31条まで(第29条第2項を除く。)、第39条、第71条、第72条の2、第100条、第101条、第102条(第1項を除く。)及び第103条から第114条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第16条中「法定代理受領サービスに該

短期入所生活介護」と、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第128条において準用する第100条各号」と、第71条第2項中「第62条第1項」とあるのは「第113条第1項」と、同項及び同条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第102条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第107条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第112条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第114条第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同条第4号中「次条において準用する第19条」とあるのは「第19条」と、同条第5号中「次条において準用する第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第6号中「次条において準用する第30条第1項」とあるのは「第30条第1項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第139条 条例第122条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 一略一

(7) 一略一

(準用)

第142条 第4条(第1項を除く。)、第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第19条、第25条、第27条から第31条まで、第39条、第71条、第100条、第101条第2項及び第113条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第142条において準用する第100条各号」と、第71条第2項中「第62条第1項に規定する通所介護従業者(以下この条において「通所介護従業者」という。)とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、同条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第100条第1号中「第

当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第24条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第128条において準用する第100条各号」と、第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第71条第2項中「第62条第1項」とあるのは「第113条第1項」と、同項から同条第4項まで並びに第72条の2第1項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第102条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第107条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第112条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第114条第2号中「次条において準用する第14条第2項」とあるのは「第14条第2項」と、同条第4号中「次条において準用する第19条」とあるのは「第19条」と、同条第5号中「次条において準用する第28条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第6号中「次条において準用する第30条第1項」とあるのは「第30条第1項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第139条 条例第122条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 一略一

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 一略一

(準用)

第142条 第4条(第1項を除く。)、第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第19条、第24条の2、第25条、第27条から第31条まで(第29条第2項を除く。)、第39条、第71条、第95条の2、第100条、第101条第2項及び第113条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第24条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第142条において準用する第100条各号」と、第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第71条第2項中「条例第62条第1項に

102条」とあるのは「第122条」と、同条第2号中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第147条 条例第129条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) ー略ー

(7) ー略ー

(勤務体制の確保等)

第148条 ー略ー

2及び3 ー略ー

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第157条の2 ー略ー

(運営規程)

第163条 条例第138条の規則で定める重要事項

規定する通所介護従業者（以下この条において「通所介護従業者」という。）とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、同条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第95条の2第1項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第100条第1号中「第102条」とあるのは「第122条」と、同条第2号中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第147条 条例第129条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) ー略ー

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) ー略ー

(勤務体制の確保等)

第148条 ー略ー

2及び3 ー略ー

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第157条の2 ー略ー

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(運営規程)

第163条 条例第138条の規則で定める重要事項

は、次のとおりとする。

(1)～(8) 一略一

(9) 一略一

(勤務体制の確保等)

第164条 一略一

2及び3 一略一

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第168条 第4条(第1項を除く。)、第6条、第7条、第16条、第19条、第25条、第26条、第27条から第31条まで、第38条、第39条及び第106条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第153条各号」と、第38条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第173条 条例第146条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) 一略一

(10) 一略一

は、次のとおりとする。

(1)～(8) 一略一

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 一略一

(勤務体制の確保等)

第164条 一略一

2及び3 一略一

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第168条 第4条(第1項を除く。)、第6条、第7条、第16条、第19条、第24条の2、第25条、第26条、第27条、第28条、第30条から第31条まで、第38条、第39条、第72条の2及び第106条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第24条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第153条各号」と、第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第38条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第72条の2第1項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第173条 条例第146条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(9) 一略一

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 一略一

(準用)

第176条 第4条(第1項を除く。)、第6条、第7条、第16条、第19条、第25条、第26条、第27条から第31条まで、第38条、第39条、第154条、第156条から第158条まで、第161条、第162条及び第164条から第166条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第171条各号」と、第38条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第156条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第158条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第164条第1項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第181条 条例第155条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) 一略一

(6) 一略一

(準用)

第176条 第4条(第1項を除く。)、第6条、第7条、第16条、第19条、第24条の2、第25条、第26条、第27条、第28条、第30条から第31条まで、第38条、第39条、第72条の2、第154条、第156条から第158条まで、第161条、第162条及び第164条から第166条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第25条中「第4条第1項各号」とあるのは「第171条各号」と、第38条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第72条の2第1項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第156条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第158条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第164条第1項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第181条 条例第155条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) 一略

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) 一略一

(衛生管理等)

第183条の2 条例第156条第6項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、

(掲示及び目録の備え付け)
第184条 一略一

2 一略一
(準用)

第186条 第4条から第14条まで、第16条、第19条、第26条、第27条から第31条まで、第39条並びに第71条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第155条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第5条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第16条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第71条第2項中「条例第62条第1項に規定する通所介護従業者（以下この条において「通所介護従業者」という。）」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)
第188条 第4条から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条、第19条、第26条、第27条から第31条まで、第39条、第71条第1項及び第2項、第178条、第179条（第1項を除く。）並びに第

福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
に実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。
(掲示及び目録の備え付け)

第184条 一略一

2 指定福祉用具貸与事業者は、第186条において準用する第4条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる

3 一略一
(準用)

第186条 第4条から第14条まで、第16条、第19条、第24条の2、第26条、第27条から第31条まで、第39条並びに第71条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第155条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第5条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第16条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第71条第2項中「条例第62条第1項に規定する通所介護従業者（以下この条において「通所介護従業者」という。）」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)
第188条 第4条から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条、第19条、第24条の2、第26条、第27条から第31条まで、第39条、第71条第1項、第2項及び第4項、第178条、第179条（第1項を

180条から第185条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第160条において準用する条例第155条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第5条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第71条第2項中「条例第62条第1項に規定する通所介護従業者（以下この条において「通所介護従業者」という。））」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第179条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第195条 第4条から第9条まで、第11条から第13条まで、第19条、第26条、第27条から第31条まで、第39条、第71条第1項及び第2項並びに第181条から第184条までの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第167条において準用する条例第155条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第5条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるの

除く。)並びに第180条から第185条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第160条において準用する条例第155条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第5条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第24条の2第2項並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第71条第2項中「条例第62条第1項に規定する通所介護従業者（以下この条において「通所介護従業者」という。））」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具相談専門員」と、第179条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第195条 第4条から第9条まで、第11条から第13条まで、第19条、第24条の2、第24条の3、第26条、第27条から第31条まで、第39条、第71条第1項、第2項及び第4項並びに第181条から第184条までの規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第4条第1項第1号中「第13条」とあるのは「第167条において準用する条例第155条」と、同項第2号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第5条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第13条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回

は「利用者」と、第71条第2項中「条例第62条第1項に規定する通所介護従業者（以下この条において「通所介護従業者」という。）」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第181条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第182条及び第183条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第24条の2第2項、第24条の3第1項第1号及び第3号並びに第30条の2第1項第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第71条第2項中「条例第62条第1項に規定する通所介護従業者（以下この条において「通所介護従業者」という。）」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第181条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第182条及び第183条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

（電磁的記録等）

第196条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サー

ビスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第6条第1項（第32条の3、第35条、第42条、第44条、第55条、第60条、第65条、第74条、第76条、第90条、第97条、第115条（第124条において準用する場合を含む。）、第124条の3、第128条、第142条（第150条において準用する場合を含む。）、第168条、第176条、第186条、第188条及び前条において準用する場合を含む。）及び第156条第1項（第176条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サー

ビスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

1～12 一略一

13 第151条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 一略一

14 第169条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

附 則

1～12 一略一

13 第151条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 一略一

14 第169条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

15 条例附則第7項の規定により読み替えられた条例第13条(条例第18の3及び第22条において準用する場合を含む。)、第29条(条例第35条において準用する場合を含む。)、第42条、第50条、第58条、第67条(条例第73条及び第85条において準用する場合を含む。)、第91条、第102条(条例第111条の3及び第117条において準用する場合を含む。)、第110条、第122条、第129条、第138条、第146条及び第155条(条例第160条及び167条において準用する場合を含む。))の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。